

令和4年1月18日

第1回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 1 号

令和4年 第1回 定例会

日時：令和4年1月18日（火）午後2時

場所：区議会第二委員会室（Web会議）

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	アカデミー推進部長	高 橋 征 博
	スポーツ振興課長	川 崎 慎一郎
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教育センター所長	真 下 聡
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之

「書記」	庶 務 係 長	伏 屋 明 子
	庶 務 係 主 事	迫 中 優

令和4年

第1回教育委員会定例会

令和4年1月18日（火）午後2時

場 所 第二委員会室（Web会議）

議事録署名人 田嶋幸三委員

第1 議事録の承認

議事録第12号（令和3年第12回定例会）

第2 議案の審議

第1号議案 文京区アカデミー推進計画（素案）に関する意見聴取について

第2号議案 審査請求に対する裁決について

第3号議案 「「きみがしらないひみつの三人」公演」の後援名義の使用について

第4号議案 文京区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

第5号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第3 報告事項

- (1) 文京区アカデミー推進計画（素案）について (資料第1号)
- (2) 叙勲等表彰受章（賞）者について (資料第2号)
- (3) インターネット施設予約システムの導入について (資料第3号)
- (4) 令和2年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について (資料第4号)
- (5) 令和2年度 体罰等実態把握調査について (資料第5号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14:01)

○加藤教育長 それでは、定刻を過ぎておりますので、第1回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

本日も Web 会形式をとっております。発言される方は挙手の上、発言をお願いいたします。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は全員出席の予定です。小川委員が若干遅れておりますが、後から来るとのご連絡をいただいております。理事者も全員出席しております。加えて、本日の議案に関係するアカデミー推進部の職員にも出席していただいております。

次に、本日の議事録署名人ですが、田嶋委員をお願いしております。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第12号（令和3年第12回定例会）

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第12号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお、訂正が必要な場合には、この会の終了までにお申し出いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第1号議案 文京区アカデミー推進計画（素案）に関する意見聴取について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は5件です。

初めに、第1号議案「文京区アカデミー推進計画（素案）に関する意見聴取について」。この議案につきましては、報告事項の資料第1号に関するため、最初に資料第1号の説明をさせていただき、その後、議案の説明を受け、質疑をした後に表決をしたいという手順で行わせていただきたいと思います。

それでは、まず、資料第1号の説明をお願いいたします。

○アカデミー推進部長 文京区アカデミー推進計画（素案）をご説明いたします。

4ページをご覧ください。1.「策定の背景と経緯」です。文京区アカデミー推進計画のこれまでの経緯ですが、平成17年に文京区アカデミー構想を策定し、生涯学習にとどまらず、スポーツや文

化芸術等も視野に入れ、「区内まるごとキャンパス」化を目指すこととしました。

その後、平成 22 年の「文京区基本構想」の策定を機に、平成 23 年度に 5 年計画として「文京区アカデミー推進計画」を策定いたしました。

平成 28 年度に 2 期目の策定を行い、このたび、令和 4 年度から令和 8 年度の策定を行うものです。

次ページの 5 ページをご覧ください。3. 「計画の位置付け」になります。「なお」以降を説明いたします。スポーツ分野に関しては、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画として、文化芸術分野に関しては、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画として位置づけております。

14 ページ、15 ページ、見開きをご覧ください。計画の体系図になっております。基本理念として「区内まるごとキャンパスに」を掲げております。この「区内まるごとキャンパスに」を実現するために、スポーツ、文化芸術などの 5 分野において、基本方針に基づき事業を実施してまいります。その際には、「人」、「環境づくり」、「資源活用」の 3 つの視点を重視しながら進めてまいります。

16 ページ、17 ページに、各分野の基本方針と施策を表にしております。

19 ページをご覧ください。第 2 章「5 分野の施策」になります。意見照会の対象となるスポーツ及び文化芸術に関する部分を抽出しております。

24 ページをご覧ください。スポーツの分野になります。基本方針の①「だれもがスポーツを身近に感じる機会の拡充」の中で、ア「スポーツの楽しさを知る機会の創出」の主な取り組みとして、区民が気軽にスポーツを体験できる機会の提供を行います。年齢や体力の度合いに応じた各種スポーツ教室等を開催してまいります。

次ページをご覧ください。イ「ユニバーサルスポーツの普及振興」では、東京 2020 大会パラリンピックの開催によるパラスポーツの注目等のレガシーを活用してまいります。主な取り組みとして、「ユニバーサルスポーツを体験する機会の提供」を行います。障害の有無等にかかわらず、誰もが一緒にスポーツを楽しむ機会を提供いたします。ブラインドサッカー教室やボッチャの体験教室などを行います。ブラインドサッカー教室では、子どもたちにブラインド体験もしてもらおうと考えております。

ウ「スポーツ観戦の場と機会の拡充」の主な取り組みとしては、プロスポーツ団体等と連携した観戦の場と機会の拡充を図ってまいります。日本サッカー協会のようなスポーツ団体との協働により、ジュニアサッカー教室などの体験教室及びスポーツ観戦事業を実施してまいります。

43 ページをご覧ください。文化芸術の分野になります。基本方針③「文化芸術を支える人材の育成支援の充実」では、指標として「未成年の文化祭・各種つどい・大会への出品及び出演者数」の目標値を 200 人、「区文化芸術事業への未成年の参加者数」、目標値 1500 人を設定しております。

ア「次世代を担う層が文化芸術への関心を持つきっかけとなる機会の充実」の主な取り組みとしては、「文化芸術の鑑賞及び発表の機会の提供」を行います。伝統文化親子教室で学んだ子どもたちの発表の場や、伝統文化を鑑賞する機会等を確保してまいります。「関係団体との協力による文化芸術プログラムの実施」では、能やかるた等、区内の貴重な文化資源について、子どもたちに興味を持ってもらえるよう、鑑賞や体験を交えたプログラムを実施してまいります。

計画（素案）の説明は以上となります。

○加藤教育長 続きまして、第 1 号議案の提案説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 1 号議案、文京区アカデミー推進計画（素案）に関する意見聴取につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

文京区アカデミー推進計画のスポーツ分野に関しましては、スポーツ基本法第 10 条に基づく地方スポーツ推進計画と位置づけられており、また、文化技術分野に関しましては、文化芸術基本法第 7 条の 2 に基づく地方文化芸術推進基本計画として位置づけられていることから、本案は、文京区アカデミー推進計画を変更するに当たり、スポーツ基本法第 10 条第 2 項及び文化芸術基本法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、あらかじめ教育委員会への意見聴取を求められているものでございます。

1 ページから 18 ページまではアカデミー推進計画の趣旨と考え方を記載しております。19 ページから 47 ページまでが今回の意見照会の対象となるスポーツ及び文化芸術に関する計画部分になります。

内容につきましては、先ほどアカデミー推進部長がご説明したとおりでございます。

ご説明は以上でございますが、この内容につきまして、特段の修正の必要がない場合には、区長に異議がない旨、お答えすることになります。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 2 点あります。今何度も引用されましたスポーツ基本法の 10 条、それから文化芸術基本法の 7 条の条文ですが、私、今すぐに手元にないので、どのようなことが規定されているのか、もう一回ご説明いただきたいというのが 1 点です。

もう1点、今回新しい計画を行うに当たって、今までの計画で達成できたところ、達成できなかったところ、そして、今回新しくどのような達成をしたのかあたりも、そういう視点からもう一度ご説明をいただくとありがたいのですが。

○アカデミー推進部長 スポーツ基本法の10条におきましては、かいつまんで説明いたしますと、その地方に応じたスポーツを推進する計画を定めることで、区民の健康の促進を図るということで、大まかに書いております。そういった意味で、今回の計画においても、そういったスポーツに触れる場の機会を極力設けていくという計画になっております。

また、文化芸術基本法の第7条の2におきましても、地方に合わせた形での文化芸術の促進を図る計画を定めるということで、7条の2についてはそういう書き方をしておりますが、文京区の場合には文京区独自の文化的資源等を持っておりますし、また、文京区シビックホール等ありますので、そこら辺の活用をして区民の皆様が文化芸術に触れる機会を設定していくという計画の内容になっております。

また、これまでの達成状況ですが、先ほどご説明した「区内まるごとキャンパスに」という基本理念がありますが、1期目の計画からこの理念はずっと継承されております。この計画を進めるに当たって、5分野におきまして、アカデミー推進部だけではなくて、全庁的にさまざまな事業を行っております。それは計画本文のほうに資料編ということで載せています。「区内まるごとキャンパスに」ですから、ある程度目標を達成したら完了というものではなくて、ずっと継続していかなければいけないだろうということで計画を進めております。

今回の計画においては、特に、「人」、「環境づくり」、「資源活用」、この3点を重視しながら事業を進めていこうという計画になっております。一つ前の計画では、オリンピック前ということでしたので、オリンピックを横串にしながら、この5分野を連携させて事業を進めていこうというものでした。「区内まるごとキャンパスに」を実現するためにはずっと続けていかなければいけないものなんですけど、5カ年計画ごとに、それぞれ重視するところを決めながら目標に向かっていきます。

以上です。

○加藤教育長 もう一個、坪井委員のほうから、前の計画で達成できなかった部分というご質問があったと思いますので、その部分の説明をお願いします。

○アカデミー推進部長 資料の20ページをご覧ください。スポーツの分野の最初の部分です。まず、「現状と課題」ということで示しております。この中で、「区民の意識と行動」ということで、週に1回程度のスポーツ実施率が54.9%で、前回の調査よりは上がっていますが、さらに今後は障

害のスポーツとか、そういったところの視点もしっかりやっていかなければいけないとか、それぞれの項目において課題を挙げております。このあたりの課題が達成できなかった部分になるのかなと考えてはおります。そこら辺をカバーするような形で、これから5年間事業を実施していくことになります。

文化芸術の部分でいきますと、35 ページ以降になります。例えば、36 ページの②「文化芸術の次世代を担う人材の育成」ということで、下から5行目あたりに、「子ども達に文化芸術の楽しさを伝える世代間交流事業の充実を図るほか」と書いてありますが、文化芸術に関しては、人材育成、子どもたちに芸術を教えたり、触れてもらう機会をつくるといった人たちが減ってきているというところが大きな課題となっております。

43 ページがまさに人材育成ということで、こういった人たちを育成していくことが大切だということ、それが達成できなかったことですので、今後5年間でやっていこうと考えております。

以上です。

○加藤教育長 ちょっと補足になりますが、先ほどの法律のたてつけの話で、もともと文京区教育委員会の事務として、地教行法で、スポーツと文化のことが定められています。ただ、条例で、文京区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例というのを設けていまして、その中で、区長は次に掲げる教育に関する事務を管理し及び執行するというので、教育委員会の事務の一部の管理執行を区長部局のほうにお願いしていますので、その関係があって、こちらのほうに意見照会ということで照会されているというつくりになっています。

○田嶋委員 まず、スポーツ基本法に基づき、このようなしっかりとしたスポーツに関すること、芸術に関することを明記してくださっていることを感謝いたします。そして、内容について変更等を要求するものは今私のほうは一切ありません。

例えば、27 ページを見てみると、「スポーツ活動を支える環境を整備することへの満足度」が 36.3。目標値が 45 であるとすれば頑張っているのかなというところですが、私自身も湯島の体育館の会員になったり、大塚の体育館は今改修していますが、あのあたり、関口の運動場施設等、小石川グラウンドも含めてしっかりと整備されて活用できるのかなと思っています。そういう意味では、もちろん都心部ですから、こういう施設を確保するのはなかなかできない中で、文京区は頑張っていると思っています。プラス文京区にある施設で言えば、後樂園の横にある少年野球場、ああいうところでジャイアンツさんが指導してくださっているとか、少年野球大会がしっかりできているとか、小石川グラウンドでもサッカーのスクールが行われているなど、非常に頑張っていると思います。

あとは、これはサッカー協会もそうですし、ジャイアンツもそうですし、東洋大学とかマラソンが強かったり、そういう人たちが本気になって、区民に対してサービスできることを我々がやっていかなきゃいけないなと思っています。実際、サッカーの東京ユナイテッドの方たちは小石川をホームとして試合をし、多くの人たちが応援に来ていたりしますし、スクールもやったりしますので、少しずつではありますけれども、かなり進んできているなと思います。このような形でスポーツがしっかりとここに明記されているということに本当に感謝いたします。

全体の内容については、ありがたいと思うし、修正点は私のほうはありません。

○清水委員 現状ではコロナウイルス感染症の対応が非常に重要になってくるとは思いますけれども、これからも、ある程度臨機応変な対応が必要かと思えます。例えば、非接触型のスポーツを推奨したりとかいうところが今回の推進計画に盛り込まれているかということについて、お伺いしたいんですけど。

○アカデミー推進部長 まず、現状ではコロナ禍なんですけど、今後の対応としましては、19ページの第2章の扉の下のほうの点線で囲ったところの注意書きで、「コロナウイルス感染症の状況が見通せない状況下」、これから通常に戻る場合もありますし、影響が残る場合もあります。その都度適切に対応しながらこういった事業について行っていくということをまずこの章で書かせてもらっています。

今回のコロナにおきまして、きょうのこの会議もそうですが、各種事業をハイブリッド形式ということで文化事業を行ってまいりました。また、文京区のホールで行ってましたコンサートなどにつきましても、無料ということで、うちで協定を結んでいますシエナさんとかの協力をいただきながら、子ども向けの動画でコンサートを配信したりということでかなり喜ばれておきまして、今後については、そこら辺、ハイブリッドということで事業を実施していくノウハウを蓄積できたかなと考えております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、今回の意見照会につきましては、異議ない旨で区長部局には回答したいと思えます。

第2号議案 審査請求に対する裁決について

○加藤教育長 それでは、続きまして、第2号議案「審査請求に対する裁決について」。説明をお願い

いたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第2号議案、審査請求に対する裁決につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、教育委員の皆様にご個別の事前説明を行い、案文作成を行ってまいりましたのでございます。

本件審査請求人は、令和2年11月12日に、請求人の子について、令和3年4月の幼稚園長時間保育の利用に係る申し込みを行いました。この申し込みに対して、教育委員会は、子の置かれた状況をもとに入所選考指数を算定し、入所選考会議にて、全員の内定指数と比較した結果、内定には至りませんでした。そのため、請求人に対して令和3年3月10日付で、長時間保育の実施を不許可とする処分を行ったところ、翌11日に、請求人より、行政不服審査法第4条の規定に基づく当該処分の取り消しを求める審査請求が提起されたものでございます。

請求人の主張につきましては、3ページ下段、1「請求人の主張」に詳しく記載されておりますが、主な主張としては、(1)「本件処分は、児童福祉法第24条第1項の趣旨に反し、違法である」。

(2)「きょうだいが入園していない保育所に在園している場合にも調整指数多子①を加点することは不合理であり、裁量権を逸脱したものである」の2点でございます。

この審査請求に対する審査結果でございますが、6ページ下段の第3「理由」に記載してございます。児童福祉法第24条では、区市町村に対し、第1項では保育の実施義務を、第3項では保育所等の利用について、調整を行う旨を定めています。この利用調整については、各区市町村の裁量に委ねられていると解されますが、特に、保育所等の利用の優先度を定める審査基準については、一義的な判断基準はなく、国の通知等を参考にしつつ、地域の実情等を踏まえ、各区市町村の裁量により定めることができるものと解されております。そのため、審査基準の設定や不承諾とした処分に不合理な点があるなど、裁量権の逸脱・濫用が認められている場合に違法・不当となり、その点を基準として以下のとおり判断をいたしました。

まず、児童福祉法第24条第1項は、区市町村に対して、いかなる場合も全ての保育を必要とする児童を保育所等において保育することまでを義務づけていると解することはできず、その趣旨に反するかどうかは、審査基準の設定に不合理な点があるなど、裁量権に逸脱・濫用が認められるかどうかにかかわらず。

そこで、調整指数多子①について見ると、国の通知において、きょうだいの優先使用は、きょうだいが入園を希望する場合に優先要素とする旨が示されており、国の通知と比較すると、

きょうだいの加点の対象は広範囲となっています。しかし、これは認可保育所等の保育開始年齢が一律ではなく、きょうだいの入園先が離れた場合、距離に応じて送迎の負担が増すなどの保護者への負担を考慮し、設定しているものでございます。また、国の少子化対策白書においても、多子世帯等を優先利用の理由の一つとして位置づけることについて示されており、利用調整における多子世帯等への配慮については考慮する必要があると言えます。

以上のとおり、調整指数多子①が保護者の負担などの区内の状況や国の示す方針等を考慮した上で設定していることを踏まえ、きょうだいがいる場合、一律に加点することが不合理とは言えず、本件処分に違法・不当な点は認められません。

これらのことから、請求人の主張には理由がないと認められ、行政不服審査法第45条第2項の規定により、審査請求を棄却するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

先ほど部長から説明がありましたように、議案の内容が複雑ですので、事前に各委員のほうにはお話をしているところです。内容については、その中にご理解いただいていると思います。さらに、今回提案に当たって何かご意見、ご質問等があれば、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3号議案 「「きみがしらないひみつの三人」公演」の後援名義の使用について

○加藤教育長 続きまして、第3号議案「「きみがしらないひみつの三人」公演」の後援名義の使用について。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第3号議案、「「きみがしらないひみつの三人」公演」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、きたく子ども劇場。代表者は、星浩子でございます。

事業名は、「きみがしらないひみつの三人」公演。

令和4年2月20日に実施する予定でございます。

本事業は、子どもたちと子どもを取り巻く大人たちに舞台芸術を楽しむ機会を提供し、友情、自主性、創造性を育み、健全に育成することを目的とするものでございます。

対象者は、幼児・小学生から一般の方。参加費は、3800円です。

このほか、資料といたしまして、事業概要書、予算書、役員名簿、定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

後援名義の使用申請書の日付の部分が誤植になっています。真ん中あたりの実施期間の部分で、2021年2月20日（日）となっておりますが、これは2022年2月20日（日）になりますので、訂正のほう、よろしく願いいたします。

内容的にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○坪井委員 参加費3,800円というのは、付き添いが行くと2枚必要になるわけですよね。この金額というのは、私、過去の資料を全然覚えてないで言っているんですが、別に高額過ぎるということはないんでしょうかね。大丈夫ですか。

○教育総務課長 こちらについて、私も少し高いなということで確認したところ、7ページ目をご覧になってください。こちらの事業につきましては、2月20日の公演だけではなくて、事前とか事後の、当日行うものに関連した事業も行っていて、参加するかしないかはご自由なんですけど、そういったことも含めて費用がかかってしまうので、この金額になってしまうという意見をいただいております。

ここの詳細はまだ見てないんですが、こういったことをやっているのだから、この金額ということになっています。

○清水委員 事業予算書のところで、公演料が一番高い。公演料の内容が「公演料」となっているんですけども、具体的にどういうものなのか。人件費とかあるのかなと思うんですけども、これはいかがでしょうか。

○教育総務課長 こちらについては、2ページ目の実施要綱にも、出演者が3名出演と書かれています。こういった方たちの公演料とか、そういったものが含まれているという話を伺っております。

○加藤教育長 あわせて、2ページのところですが、上のほうの実施日時、2020年になっています

ので、こちらも 2022 年ということで訂正のほうをお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 4 号議案 文京区立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

○加藤教育長 続きまして、第 4 号議案「文京区立学校施設使用条例の一部を改正する条例」。この議案につきましては、資料第 3 号に関係するため、最初に、先ほどと同様、資料第 3 号の説明をさせていただきます、その後議案の説明を受けて質疑をしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料第 3 号の説明をお願いします。

○学務課長 資料 3 号、インターネット施設予約システムの導入についてご報告申し上げます。

文京区立小・中学校におきましては、学校運営に支障のない範囲の中で、体育館、運動場などを一般利用として貸し出しをしているところです。今までアナログ式といいますか、電話で予約をして納付書でお金を納めて学校施設を利用していたんですが、このたび区長部局のほうで、体育施設及び区民施設のインターネット施設予約システムが新たにリニューアルされることになりまして、今度、学校の施設利用も利用者の利便性の向上及び教職員の負担軽減というところで、新インターネット施設予約システムを導入したいと考えております。

これを利用することによりまして、今まで納付書であった使用料についても、口座振替等による納付が可能となるということが利点として挙げられます。導入予定施設としては文京区立小学校 20 校及び中学校 10 校でございます。

稼働予定日は令和 4 年 8 月 1 日からでございます。

今後のスケジュールでございますが、2 月中旬に区ホームページ及び区報等で周知をさせていただきます。

また、3 月中旬に利用者説明会を実施いたします。

6 月から利用者登録の受付を開始し、8 月からこのシステムの利用開始。実質の開始は 9 月使用分からということで、今進めているところでございます。

報告は以上です。

○加藤教育長 それでは、続きまして、第4号議案の説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第4号議案、文京区立学校施設使用条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、学校施設におけるインターネット施設予約システムの導入に伴い、使用料に係る規定を整備するとともに、学校施設の使用単位を改めるものでございます。

主な改正内容につきましては、初めに、新旧対照表5ページをご覧ください。第5条では、使用料の納入方法を「前納」としておりましたが、インターネット施設予約システムの導入に伴い、「委員会が必要があると認めたときは、別に定めるときまでに使用料を納付することができる」旨を加えるものでございます。

次に、新旧対照表の8ページ、9ページの別表をご覧ください。小学校につきましては、使用単位を従来の昼間・夜間の2区分から、午前Ⅰ・Ⅱ、午後Ⅰ・Ⅱ、夜間Ⅰ・Ⅱの6区分に改め、それぞれ記載のとおり使用料を設定するものでございます。

また、中学校につきましては、使用単位を午前、午後、夜間の3区分に改め、それぞれ記載のとおり使用料を設定するものでございます。

最後に付則をご覧ください。本条例の施行期日は令和4年8月1日でございます。また、経過措置として令和4年8月1日から8月31日までの使用料につきましては、従来の使用料を適用するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 資料第3で説明されていたんでしょうか、使用料の口座振替ができるようになったということが、「別に定めるときまでに」ということ変わるんですか。前納ではなくなるかもしれない、後納になるかもしれないという意味なんですか。

○学務課長 インターネット予約システムでは、基本的には後納というシステムになります。口座振替で、使った後に自動引き落としになるというシステムでございますので、今までの前納から変わるということでその記載を変えさせていただいたところでございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第5号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○加藤教育長 続きまして、第5号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」。提案説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第5号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、幼稚園教育職員の、より働きやすい職場環境の実現を図るため、区長部局と合わせて特別休暇の一部について、体系的な見直しを行うものでございます。

改正内容につきましては、初めに、第5号議案の新旧対照表をご覧ください。第17条の特別休暇につきましては、幼稚園教育職員が不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、「出生サポート休暇」を新設するものでございます。

本条例の施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 出生サポート休暇の詳細については、また別に定められているということでよろしいですか。

○加藤教育長 今回の出生サポート休暇制度は、規則のほうで詳細を規定します。条例が可決された後、3月に規則改正するという形で具体的なところは定める予定です。

また、その折には教育委員の先生方にもご意見をいただくことになると思います。

○坪井委員 私も、休暇の中身をしっかり見るのが初めてなので、これほど詳しく休暇が定められているのは、なるほどと思って見ていました。

意味を教えてくださいたいんですが、出生サポートは不妊治療のためとおっしゃいましたね。

それから、出産協力というのは、どういう休暇なのか、教えてくださいませんか。

○教育総務課長 出産協力休暇というのは、配偶者が出産するときに、日数は忘れましたが、休暇をとることができるのが出産協力休暇という形になります。

○坪井委員 産休とか育休というのは、出産する側の人だからという意味ですか。

○教育総務課長 そうです。

○坪井委員 育児休暇とか育児時間というのは両方とれるんですか。

○教育総務課長 両方というのはおかしい言い方ですが、2人ともがとれるというものでございます。

○小川委員 坪井委員と質問の内容は似ているんですけども、出生サポート休暇は、女性も男性も両方ともとれるという意味でよろしいでしょうか。

○教育総務課長 小川委員言われるとおり、2人ともがとれる休暇制度となっております。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、先ほど、一つ前で審議していただきました第4号議案、学校施設の使用条例と、本件、第5号議案につきましては、区議会2月定例会に議案として提出する内容のため、後ほど区長から意見照会があります。この意見照会の対応につきましては、教育長、私のほうで照会内容を精査して、その内容が本日の審議内容と同様である場合につきましては、委員会の事案決定規則第6条第1項の規定に基づきまして、教育委員会として異議がない旨の回答を行うこととしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

第3 報告事項

(2) 叙勲等表彰受章(賞)者について

○加藤教育長 それでは、続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項の(1)と(3)は、先ほど説明が終わっておりますので、(2)「叙勲等表彰受章(賞)者について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 資料第2号、叙勲等受章(賞)者一覧表をご覧になってください。

最初に、叙勲・賜杯受章者でございます。こちらにつきましては、校長または園長等の経験者で、学校教育の振興に貢献し、70歳以上で、かつ教育公務員歴が30年以上の者を表彰するものでございます。

次に、文部科学大臣優秀教職員表彰でございます。こちらは現職の教職員で学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げ、教職員歴10年以上かつ50歳未満の者を表彰するものでござい

す。

次に、東京都功労者表彰でございます。こちらにつきましては、東京都におきまして顕著な功績または模範として推奨するに値する業績もしくは徳行のあった者を表彰するものでございます。こちらはさまざまな表彰対象の区分がございますが、今回は福祉・医療・衛生功労を対象とした表彰でございます。

最後に、東京都教育委員会表彰でございます。こちらは東京都の教育の発展・学術文化の振興に貢献し、その功績が顕著でかつ勤務成績の優秀な職員及びすぐれた教育実践、研究活動等を行っている者を表彰するものでございます。

受章者は資料のとおりでございます。

説明は以上となります。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(4) 令和2年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

○加藤教育長 それでは、続きまして、報告事項(4)「令和2年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料4号によりまして、令和2年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について、ご報告をさせていただきます。

1ページをご覧ください。「暴力行為」については、従前は、学校の管理下、管理外で分かれておりましたが、今回からは児童・生徒の暴力行為として一本化されており、減少傾向が見られるところでございます。

一番下に書いてありますように、小学校では、遊びの中でのルール違反や相手を怒らせる言葉があったことの延長から暴力行為につながるケースや、教師の指導に対する反発からの暴力があったところでございます。中学校では、ふざけ合いがエスカレートし、腹を立て、気持ちがおさまらずに暴力行為や器物破損行為に及ぶケースがございました。

次に、2ページ、「いじめ」についてでございます。小学校ですが、令和2年度は10校で58件、中学校は6校で19件が認知されたところでございます。

中段に記載をしておりますけれども、小学校は46件、中学校は15件が解消しているところでございます。

小学校は、いじめの認知件数が昨年度より 23 件減少しております、理由として新型コロナウイルス感染症に伴う休業期間の影響も想定されますが、アンケート等いじめの実態把握のための取り組みや研修の実施により、教員も児童もいじめ防止に対する意識が高まったと考えてございます。

加害児童への対応として、スクールカウンセラー等への相談員がカウンセリングを行ったが、増加していることから、関係機関と連携した組織的な対応がなされていると考えます。

未然防止の取り組み例は記載のとおりでございます。

いじめ問題の対応につきましては、小・中学校ともに、早期発見・早期対応を大切に、毎月行っております生活指導主任研修会で報告されます情報を教育指導課としても注視しながら、適時、学校や教育センター、子ども家庭支援センター等と連携を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、3 ページ、「長期欠席」についてでございます。小学校は 261 名、中学校は 156 名で、小・中学校ともに、増加傾向でございます。今回は新型コロナウイルスの感染回避の項目が新設されておまして、小学校 53 名、中学校 11 名でございます。

最後に、4 ページをご覧ください。「不登校」についてでございます。小・中学校ともに、前年度より増加しております、長期化傾向が見られるところでございます。この不登校への対応でございますが、各学校において組織的な対応をするとともに、教育センターの適応指導教室「ふれあい教室」への通室、スクールカウンセラーによる小学校 5 年生、中学校 1 年生に対する全員面接の実施、不登校対応チームによる学校への助言支援など、学校、家庭、関係機関が連携して丁寧に対応しているところでございます。

また、家庭と子どもの支援員の配置による家庭訪問や登校支援、スクールソーシャルワーカーによる不登校児童・生徒及び保護者への支援なども行っているところでございます。

最後に、いずれの項目も新型コロナウイルス感染症に伴う休業の影響があると考えており、引き続き、児童・生徒及び保護者への支援を行っていくとともに、学校、家庭、教育委員会、関係機関が連携をして丁寧に対応してまいりたいと存じます。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 それでは、この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 重大事態として文京区が対応しなければいけないような事案は起きているんでしょうか、いないんでしょうかというのが 1 点です。第三者委員会を設けて対応するというような事案について状況を教えてください。

それから、不登校の主な原因の中に①、②、③と、これは多い順なんですか。友人間のトラ

ブルとかいじめとかいうものが不登校の背景にあるような事案はどのくらいあるのか、教えていただければと思います。

○教育指導課長 まず、1点目の重大事案に至るものということについては、昨年度はございませんでした。

2点目のご質問ですが、文京区においてパーセントの高いものを順番に並べておりました、全国では、ここにごいませんが、例えば、生活リズムの乱れ、遊び、非行というものが実は多くて、順位が文京区とは若干異なっています。

そういう点では、学業不振が、全国に比べますと多い傾向が、小・中学校とも特徴となっているところでございます。

○坪井委員 いじめとか友人関係ということの要因になっているものは、不登校の要因として全くないんですか。

○教育指導課長 この調査は、そのことが直接的な調査では確認がとれていないので、ないということではないと思いますけれども、ここであらわれているのは、今言ったいじめを除く友人関係の問題が中学校ではトップに上がっている、そういう状況でございます。

○坪井委員 いじめを除くというのは、本人の申し立てによっていじめを除くというふうに判断しているということですか。

○教育指導課長 実際、この調査は、子どもが答えているのではなくて、各学校が調査に答えますので、調査に答えている学校の判断としてそう捉えてここに回答している状況でございます。

○教育センター所長 いじめを除く友人関係をめぐる問題というところでいきますと、令和元年度は小学校においてはこの問題が原因とするものが一番であったところでございます。令和2年度の調査においては、ここに記載はございませんが、4番目にそういった原因が挙げられているところではございます。

○加藤教育長 いじめで不登校になっているという部分については、数字的には押さえていないということになりますか。

不登校自体の数といじめの数というのは出ていますけれども、それがリンクしているものは数字的にはないという形になりますが、坪井委員が聞きたいのは、不登校の中でいじめがどのくらいあったのかということだと思います。それについての数字的なつながりというのは今のところ持っていないということです。ただ、実際、相談を受けたりしている中で、そこいらのところはどんな感じかというのが、数字的なものではないですけれども、もしわかれば、ちょっと説明していただければ

ばと思います。

○教育センター所長 不登校の子どもたちを支援する中で、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーあるいは教育センターにおける相談員等が子どもたちの相談、話を受けている中で、いじめというか友達との関係性といったところの相談を確かに受けるところがございます。その辺よく話を聞いて、お互いの気持ちをわかり合い、子どもも理解していくところもあるかなと思っておりますので、それがイコールいじめというところでは捉えていないところがございますが、子どもによっては、そういった友達関係を相談することはいろいろあるかなと思っております。

○教育指導課長 不登校の定義として 30 日以上欠席しているということになっておりまして、坪井先生ご指摘のように、いじめがあって、そのことで1日、2日とか、30日に満たない欠席というのは当然あると思います。ただ、そこだけ長期化しているものはなく、それを学校が指導していく中で、複合的にさまざまな心理的な要因が重なって不登校になっているということはあるかと思えます。でも、単体としていじめだけをもって不登校になっているという事案は、学校の指導の中ではないという状況でございます。

○坪井委員 わかりました。重大事態は自殺未遂だけではなくて、不登校も重大事態になるので、いじめが背景となった不登校がもしあるとすれば重大事態となるんだろうなと思ったので、全くないと言い切れるか、私はちょっと心配だなと思った次第です。

これからもその辺は十分注意して子どもや保護者のご意見を聞いていただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○加藤教育長 重要な視点だと思いますので、そこについては、これからもしっかり子どもの声を聞きながら進めていきたいと思えます。

○田嶋委員 長期欠席のところで、「保護者の教育の考え方」というのがあります。コロナウイルスだから行かせたくないとか、そういうこともあるんでしょうが、具体的にどんなことがあるんでしょうか。考え方としては、インターナショナルスクールは何となくわかるんですけど。

○教育指導課長 田嶋委員ご指摘のとおりでございます。ここの多くはインターナショナルスクールに通わせているお子さんの数が、実は多くを占めている状況でございます。それもやはり保護者のお考えということなので、そういった保護者のお考えに分類しているというところでございます。

○加藤教育長 書き方として、「含む」になっているから、それ以外のものは何があるんでしょうかということだと思います。全てがそれであれば、インターナショナルスクールということになる

んですが、「含む」となっているので、それ以外の保護者の考え方というのが何かあるんでしょうかということだと思います。

○教育指導課長 学校教育とは違った施設で学びたいという保護者もいますので、そういった点でインターナショナルスクール以外のそういった類するものに登校させているという実態もあります。

○田嶋委員 その類するというのはどんなところがあるんでしょうか。ちょっと想像がつかないのです。

○教育指導課長 例えば民間のフリースクールのような、学校には属さないけれども、そういったところに通わせて学ばせたいという保護者のお考えもあります。

○坪井委員 文京区では、不登校でフリースクールに通っている子についての出席は認めているような事案があるのではないかと思います。それはここには数字的には反映されないんでしょうか。フリースクールに入っている子を出席としてカウントしているという事案はありますか。

○教育指導課長 フリースクールに通っていて出席に扱っている事例はございます。

○坪井委員 その子たちは長期欠席にならないんですね。

○教育指導課長 はい。そのケースの場合は長期欠席とは扱っていません。

○坪井委員 今言われた「その他」というのは、フリースクールに通っているけれども、出席認定ができない子どもという意味ですか。

○教育指導課長 フリースクールというのもさまざまな施設があります。本来の学校教育に準ずるような教育活動を行っているフリースクールもあれば、全くそういったものとは違う形で活動しているものもありますので、それを今言ったようなフリースクールと位置づけて出席に認めるということはなかなかしにくいものがあるので、そこが該当しないというところがございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(5) 令和2年度 体罰等実態把握調査について

○加藤教育長 続きまして、報告事項(5)「令和2年度 体罰等実態把握調査について」。説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料5号に基づきまして、令和2年度体罰等実態把握調査につきまして、ご報告を申し上げます。

東京都教育委員会により公表された資料をもとに、文京区の状況もあわせてまとめたものがお手元の資料になります。ポイントになるところを幾つかご説明させていただきます。

まず、2「報告数」でございます。昨年度文京区において報告があった案件は、小学校が2校4件、中学校が1校1件となっております。令和元年度に比べまして、小学校では2件の減少、中学校では1件の増加。全体としては1件減少しているところでございます。

3「報告の内容」をご覧ください。

①「体罰」は、令和元年度に引き続き、令和2年度も、小・中学校ともにゼロ件でございました。

②「不適切な行為」についてでございます。ア「不適切な指導」については、小学校で1校1件となっております。イ「行き過ぎた指導」については、小・中学校ともにご報告はありませんでした。ウ「暴言等」につきましては、中学校で1校1件となっております。

4「体罰の根絶を図るための取組」といたしましては、(1)管理職対象のヒアリング時に体罰根絶に向けた状況を把握し、指導の徹底について助言を行うとともに、(2)の研修については、7月体罰防止月間のサービス事故防止研修や、アンガーマネジメント研修などを実施しているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 人数の見方ですが、申告者別というのは、文京区が3、1となっていて、体罰の有無が、小学校、中学校がゼロとなっている。これはどういうことですか。申告はあったけれども、体罰と認められなかったということですか。

○教育指導課長 この調査は、まず上のところで、報告数として小学校であれば4件となっておりますが、下の申告者については、申告が一つの事案についても複数の形で申告されていることもございますので、そういった点では数が4件に対して多くなっている実態がございます。

それから、実際に上記の学校別報告数の中には、坪井委員ご指摘のとおり、状況によっては適切な指導であったというものもあり、下の分類の不適切、行き過ぎた指導、暴言等に該当しないものもあって、数が若干異なっている状況でございます。

○坪井委員 そうすると、申告はあったけれども、それを調査したら体罰とは言えなかったと判断されたということですか。

○教育指導課長 まず、体罰については、先ほどもご報告しているように、体罰は1件もない。その申告の中で、調査をしたところ、不適切な行為は、この3つの分類に当てはまるものが、不適切な指導と暴言があった。その下にありますように、指導の範囲内であったり、実際には子どもの問題行動を指導する中で正当防衛であるとか、適切な範囲だというようなものがあって、数としてこ

こが合っていないという状況でございます。

○田嶋委員 体罰って、結構難しいし、我々も、指導者の体罰で結構議論しているところです。そのときいつも我々が意思決定しているのは、許される体罰はないということで、教育上仕方がなかったというのは、どういう範囲でどのようなことなのかというのは、自分としては知りたいなというところです。

それから、もう一つ、教員本人というのが3件ありますね。これは僕が聞き間違えたらごめんなさい。本人が体罰をしたとか、そういうことを申告したんですか。それともやられたということを行っているんですか。

○教育指導課長 まず、後半の申告については、当然子どもがそういった嫌な気持ち、嫌なことがあったということを申告している。そして、教員も、調査の中で自分もそういったことが事実としてあったという申告です。同時並行に調査の中で出てきているという状況でございます。

それから、1点目の許されるものがあるのかということですが、当然体罰、暴力は、何があっても許される行為ではございません。ただし、資料に添付していますように、指導の範囲内というところで注意喚起とか指導を浸透させるために、やむを得ず行った児童・生徒への肉体的な負担を与えない程度で軽微なもの是有形力の行使としてある。例えば、その例示にあるように、短時間正座をさせて説諭をすとか、それは今言ったように、子どものほうからすれば、身体的苦痛を伴うかもしれませんが、指導の中でそういったことは今言った範囲の中で行われているということ、そのところは指導者と子どもとの感じ方の違いは当然生じている例ということで認識をしてございます。

○加藤教育長 3ページに一覧表がありますけれども、この調査としてはこういった分類基準の中でやっているという説明だと思います。確かに体罰はどんな理由があってもいけないので、体罰というものについては、厳格に、やらないようにと、各校としてはやっているところです。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご用意した案件については以上になります。

第4 その他の事項

○加藤教育長 その他の事項ということで、ほかに何かございますでしょうか。

○坪井委員 オミクロン株の関係で毎日のようにご報告をいただいているんですが、今全体像としてどのくらい的人数が把握されているか。また、休止しているところはどのくらいあるのかという

全体像を教えてください。

○加藤教育長 私の把握している範囲でお伝えしたいと思います。

まず、学級閉鎖をしている学校が4校です。時間とともに状況が変わっておりますので、概略という形で、正確なものにはなりません、今把握している中では4校になっています。それ以外にも結構、陽性の児童が出ております。大きな傾向としては、小学校のほうが多いです。中学校も若干ありますけれども、小学校のほうがかなり多い。幼稚園についてはまだ報告をいただいております。

実際、学校によっては複数の学年であったり、同じクラスの中でも複数いたりということがあるときには、保健所のほうと協議しながら学級閉鎖あるいは濃厚接触者の範囲の特定ということをしていきますので、感染が広がらないような形で教育委員会と保健所のほうで協議しながら進めているところです。

感染が出たとき、感染という報告があったときには速やかに子どもたちを下校させて、濃厚接触者がいるかないかというところを保健所のほうで確認していただいて、そこで、いないということであれば、学校のほうを通常どおり行う。その際には不安な方もいらっしゃると思いますので、安心のためのPCR検査を希望される方には受けられるような体制をとっています。

概略としては以上です。

○田嶋委員 関連して、学級閉鎖は1人出れば学級閉鎖ということでしょうか。

○教育指導課長 これについては、1人が感染者となって学級閉鎖ということではなくて、複数の感染者が出たとか、感染者1名に対して複数の濃厚接触者が特定されたということで、国から示されている基準を参考に、適時適切に判断をしているところでございます。

○坪井委員 子どもさんの感染者で重症になっている子どもさんとかおられるのでしょうか。比較的軽症でとどまってくれているのでしょうか。

○教育指導課長 学校、幼稚園から出たものについて、今までの中ではそういった重症化したという報告は聞いてないところでございます。

○加藤教育長 現在、オミクロン株の関係もありまして、文京区に限らず感染が広がっているような状況がありますので、その状況に合わせて教育委員の先生方には逐次わかった時点で情報提供させていただいております。すぐ出すということで五月雨になっておりますが、全体像としてはそういう形になりますし、全体の中で大きな動きがあるときには、また、そこについてはご報告したいと思います。よろしく願いいたします。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(15 : 22)

令和4年1月18日

議事録署名人

教育長

委員